

グループホームわがや利用契約書

_____（以下「契約者」という。）と社会福祉法人やまなし勤労者福祉会（以下「事業者」という。）は、_____（以下「利用者」という。）がグループホームわがや（以下「ホーム」という。）において、事業者から提供される介護予防認知症対応型共同生活介護サービス及び認知症対応型共同生活介護サービス（以下「サービス」という。）について、次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。

（介護サービス計画の決定・変更）

第2条 事業者は、サービス提供の開始に際して介護サービス計画を作成します。

- 2 介護サービス計画は計画作成担当職員等が原案を契約者に説明し、同意を得たうえで決定するものとします。
- 3 事業者は、6ヶ月に1回、利用者の状況の変化など必要に応じて、若しくは契約者の要請に応じて、計画作成担当職員等に介護サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、変更の必要があると認められた場合は、契約者と協議して介護サービス計画を変更し、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

（サービス利用料金の支払い）

第3条 利用者は、要介護度に応じてサービスを受け、契約者及び連帯保証人は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。

- 2 前項の他、契約者及び連帯保証人は日常生活上必要となる諸費用の実費を事業者を支払うものとします。
- 3 連帯保証人は、本契約から生ずる一切の債務を、極度額 30 万円の範囲内で負担するものとします。
- 4 契約者は、サービス利用料金を事業者が指定する方法により、支払うものとします。
- 5 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額を支払うものとする。

（利用料金の変更）

第4条 前条に定める利用料金について、介護保険給付体系の変更があった場合、あるいは経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に事前に説明したうえで、利用料金を相当な額に変更することができるものとします。

（事業者及びサービス従事者の義務）

第5条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命・身体・財産の安全確保に配慮するものとします。

- 2 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 3 事業者は、利用者が受けている要支援・要介護認定（以下「要介護認定等」という）の有効期間の満了日 30 日前までに、要介護認定等の更新の申請の援助を行うものとする。
- 4 事業者は、利用者の心身の状況等を適宜、契約者に報告するとともに、要介護認定等の更新等により、利用者の要介護度等が変更された場合には、速やかに契約者に通知することとします。
- 5 事業者は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護サービスについて記録を作成し、5年間保管するものとします。

（運営規程の遵守）

第6条 事業者は、別に定める運営規程に従って必要な人員を配置し、利用者に対し本契約に基づくサービスを提供するとともに建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

- 2 運営規程は、本契約に付随するものとして、契約者・事業者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明するものとします。

(守秘義務等)

第7条 事業者及びサービス従事者は、認知症対応型共同生活介護サービスを提供するうえで知り得た利用者又は契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしてはならないものとし、この守秘義務は本契約が終了した後も継続するものとします。

第8条 事業者は、利用者に緊急の医療上の必要がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供することができるものとします。

- 2 事業者は、第15条に定める利用者の円滑な退所のための援助を行う場合に、利用者に関する情報を提供することができるものとします。

(利用者の権利・倫理)

第9条 契約者は事業者に対して、以下の権利を有します。

- (1) グループホームにおける基本的利用者の権利
- (2) グループホームにおける基本的生活の権利
- (3) 地域と交流しながら生活する権利
- (4) 害を受けない権利
- (5) 諸権利を守るための権利

(利用者の施設利用上の注意義務等)

第10条 利用者は、居室及び共用施設・敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上が必要であると認められる場合には、事業者及びサービス従事者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は利用者のプライバシーの保護について十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、利用者がホームの施設・設備について、故意又は重大な過失により滅失・破損・汚損若しくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 利用者の心身の状況により、特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業者との協議により、居室又は共用施設・設備の利用方法等を決定するものとします。

(損害賠償責任)

第11条 事業者は、本契約に基づく認知症対応型共同生活介護サービスの提供において、自己の責に帰すべき事由により契約者又は利用者に生じた損害について賠償責任を負うものとします。

- 2 前項の場合、契約者又は利用者にも過失があると認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

(事業者の責に帰すべからざる事由)

第10条 本契約の有効期間中に契約者に生じた損害であっても、以下の各号に該当する場合は、事業者の責に帰すべからざる事由とします。

- (1) 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 契約者が、利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者及び利用者が、事業所若しくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第11条 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施が出来なくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、契約者に対して所定のサービス利用料金の支払いを請求することは出来ないものとします。

(契約の終了事由)

第12条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
 - (2) 要介護認定等により利用者の要介護認定区分が「自立」又は「要支援1」と認定された場合
 - (3) 事業者が解散した場合又はやむをえない事由により事業所を閉鎖した場合
 - (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - (5) ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - (6) 第13条から第14条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- (契約者からの中途解約等)

第13条 契約者は、本契約の有効期間中に契約を解約することができるものとします。この場合、7日前までに事業者へ通知するものとします。

- 2 第4条及び第7条による変更等に同意できない場合及び利用者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 契約者が第1項の通知を行わずに、利用者が居室から退去した場合には、事業者は契約者の解約の意思を確認するものとします。
- 4 前項において、契約者が解約の意思を表明した場合、その意思を表した日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 5 第3条第4項の規定は、本条に準用されるものとする。

(契約者からの契約解除)

第14条 契約者は、事業者若しくはサービス従事者が次の事項に該当する場合は、本契約を解除することができるものとします。

- (1) 事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める認知症対応型共同生活介護サービスを実行しない場合
- (2) 事業者若しくはサービス従事者が第7条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者若しくはサービス従事者が故意又は重大な過失により、契約者及び利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が、利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な措置を取らない場合

(事業者からの契約解除)

第15条 事業者は、契約者又は利用者が次の事項に該当する場合は、本契約を解除することができるものとします。

- (1) 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者の支払いが3ヶ月以上遅延し、事業者から催促があったにも拘らず、1ヶ月以内に支払われない場合
- (3) 利用者が、故意又は重大な過失、ハラスメントにより事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 利用者が継続して病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、若しくは入院した場合
- (5) 利用者が介護老人福祉施設・保健施設に入所した場合若しくは介護療養型医療施設に入所した場合

(禁止事項)

第16条 利用者、家族との信頼関係のもとに、安全安心な環境で質の高いケアを提供できるよう、利用者及び家族による以下のカスタマーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの迷惑行為は固くお断りします。これらの行為があり、利用者及び家族との健全な信頼関係を築くことが出来ないと当法人が判断した場合は、サービスの中止や契約解除をする場合があります。事案によっては、警察、弁護士、行為者に関わる方等へ連絡、通報または対応を依頼することも検討させていただきます。

- (1) 事業所の職員に対して行う大声での恫喝・脅迫・暴言・暴力、嫌がらせ、侮辱、誹謗中傷・差別発言などの迷惑行為
- (2) 著しく不当な要求（金品の要求、過度な謝罪や土下座の強要等）
- (3) 職員を長時間または多数回拘束してクレームを続ける
- (4) 無断での職員の写真や動画の撮影、録音等の行為、SNS等に掲載する行為

- (5) 職員への性的な言動・不必要な接触、つきまとうなどの行為、わいせつな図画の掲示
(6) その他、当事者間の信頼関係を破壊する行為
(契約の終了に伴う援助)

第 17 条 本契約が終了し、利用者がグループホームを退所する場合には、契約者の希望により、事業者は利用者の心身の状況・置かれている環境等を勘案し、円滑な対処のために必要な援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

- (1) 適切な病院若しくは診療所または老人福祉施設等の紹介
(2) 地域包括支援センターもしくは居宅介護支援事業者の紹介
(3) その他の保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

(居室の明け渡し)

第 18 条 第 11 条により本契約が終了する場合において、契約者は利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務および第 8 条第 3 項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を履行した上で、利用者の居室を明け渡すものとする。

- 2 契約者は、契約終了日までに利用者の居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金を事業者を支払うものとする。

(残置物の引き取り等)

第 19 条 事業者は、本契約が終了した後、利用者の残置物がある場合には、契約者にその旨を連絡するものとする。

- 2 契約者は、前項の連絡を受けた後 2 週間以内に残置物を引き取るものとします。

(一時帰宅)

第 20 条 利用者は、事業者の同意を得た上で、帰宅することができるものとします。

2 前項に定める帰宅期間において、契約者は所定のサービス利用料金の自己負担分を事業者に支払うものとする。

(苦情処理)

第 21 条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者又は利用者からの苦情に対し、苦情を受け付ける窓口を設置し、迅速かつ誠実に必要な対応を行うものとします。

- 2 事業者は、契約者又は利用者が苦情申し立てを行ったことを理由として、不利益な取り扱いをしてはならないものとします。

(開示)

第 22 条 利用者の求めに応じ、介護及び看護の記録について開示します。

(協議事項)

第 23 条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重し、事業者と契約者双方で誠意を持って協議するものとします。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、契約者・事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者 住所

氏名 印

代理人(家族代表) 住所

氏名 印

連帯保証人 住所

氏名 印

事業者

所在地	甲府市若松町 6 - 3 5
社会福祉法人	やまなし勤労者福祉会 ⑩
	平田 理
事業所	グループホーム わがや